

保育の魅力発信と保育人材確保における 相互協力に関する協定書

つくば市（以下「甲」という。）と株式会社コドモン（以下「乙」という。）は、第1条の目的を履行するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

甲及び乙は、協同して保育の魅力発信と保育人材確保に資することを目的とする。

第2条 （連携事項）

- 1 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、両者の合意の範囲で次の事項について相互に連携・協力して実施する。
 - (1) 保育施設の魅力発見・発信に係る保育施設情報のウェブサイト掲載に関する事
 - (2) 潜在保育士の人材確保における連携・協働の取組に関する事
 - (3) 将来の保育人材確保、育成に関する事並びに保育学生の就業促進の為、保育士養成校との連携・協働の取組に関する事
 - (4) 保育施設の魅力発見、発信、採用に関する情報及び実績把握に係る調査、意見交換等に関する事
 - (5) その他、保育分野に係る情報の共有に関する事
- 2 甲及び乙は、前項の連携事項について、以下の通りその役割を担うものとする。

甲：本協定の取組に関する、乙への情報提供
本協定の取組に関する、市内保育事業者への周知、活用促進及び必要な調整
その他、甲の役割として実施すべきこと

乙：乙が運営するインターネット上の保育の魅力発見&求人情報サイト「Hoicil（ホイシル）」における甲専用ページの開設、及び運営に係るサービス案内
甲及び市内事業者より提供された情報の掲載、配信及び必要な調整
甲の保育施策又は市内事業者の保育士確保に資する情報の提供、その他乙の役割として実施すべきこと
- 3 甲及び乙は、前項の役割の他、その都度協議の上、本条第1項の連携事項に必要な役割を担うものとする。

4 本協定に基づく連携事項の履行にあたり発生した費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。但し、業務の内容により、別途甲乙間で費用の負担を取り決めた場合には、この限りではない。

第3条 (確認事項)

甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

第4条 (協定の変更)

甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

第5条 (協定の有効期限)

本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条 (守秘義務)

甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、本協定期間はもとより終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条 (その他)

本協定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月15日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目一番地一
つくば市
つくば市長 五十嵐立青

乙 東京都港区三田3丁目13番16号 三田43MTビル3F
株式会社コドモン
代表取締役 小池義則